株式会社アイグローブ定款

令和２年12月26日　変更
令和５年12月29日　変更
令和６年　１月31日　変更
令和６年　９月19日　変更
令和７年　３月14日　変更
令和８年　８月31日　変更

定　　款

第１章　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社アイグローブと称し、英文では、iglobe inc. と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．コンピュータシステムの企画、開発、運用、保守、販売、配信、管理およびそれらの受託

２．コンピュータソフトウェアの企画、開発、運用、保守、販売、配信、管理およびそれらの受託

３．ウェブサイト、ウェブコンテンツ、その他インターネットを利用した各種サービス等の企画、開発、運用、保守、販売、配信、管理およびそれらの受託

４．インターネットによる広告業務

５．インターネットによる通信販売業務

６．各種コンサルティング業務

７．労働者派遣事業

８．営業代行業

９．営業業務代行業

10．人材育成のための教育、研修および指導

11．有価証券の取得、投資、保有および運用

12．前各号の付帯するまたは関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機関構成）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第２章　株 式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、200 万株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
２ 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 12 条 当会社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株主総会

（招　集）

第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（招集権者および議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故、もしくは支障があるときは、取締役会の決議であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

２　株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故、もしくは支障があるときは、取締役会の決議であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２ 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）

第 17 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（株主総会議事録）

第 18 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第 19 条　当会社の取締役は、７名以内とする。

（取締役の選任の方法）

第 20 条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 22 条　取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役が招集し、議長と

なる。

２　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

２　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 26 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第 27 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 28 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第１項に規定する取締役(取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、

法令が規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第 30 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任の方法）

第 31 条　当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 32 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時とする。

（常勤の監査役）

第 33 条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第 34 条　監査役会は、各監査役が招集する。

２　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

３　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 35 条　監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 36 条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規程）
第 37 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第 38 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第 39 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第１項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章 計 算

（事業年度）
第 40 条　当会社の事業年度は、毎年 10 月１日から翌年９月 30 日までとする。

（剰余金の配当の基準日）
第 41 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第 42 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第 43 条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
２　未払の配当金には利息をつけない。

第 7 章 附則

（電子提供措置等の効力発生日）

第 44 条　2025 年 3 月 14 日開催の臨時株主総会の決議による第 15 条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

2　本条は前項の効力発生日の経過をもって、これを削除する。

本書は、当会社の定款に相違ありません。

令和８年８月 31 日

東京都品川区東五反田二丁目８番８号
株式会社アイグローブ
代表取締役　宮城　勤